

# 雲南市学校給食費管理システム更新に係る公募型プロポーザル評価要領

## 1 選定方法

- (1) 提出された機能要件確認書、見積書に基づく1次審査を行い、1次審査の評価点が高い上位3者によるプレゼンテーション及び質疑応答による2次審査を行い、評価点の最も高い参加者を優先交渉権者として決定する。
- (2) 見積金額において実施要領に示すシステム構築費用上限金額を越える提案は失格とする。
- (3) 参加者が3者を超えない場合は、1次審査は行わず、参加者全てを2次審査の対象とする。
- (4) 評価点は、選定委員全員の評価点数（選定委員会委員の採点項目の点数と事務局の採点項目の点数の合計点）の平均とし、小数点以下の端数は切捨てとする。  
なお、1次審査の最低点は50点、2次審査の最低点は90点とし、これに満たない提案は失格とする。
- (5) 2次審査において、評価点の合計点が同点の場合は、提案した見積合計金額が最も低い者を高い順位とし、当該額が同額の場合は、くじによる抽選で順位を決定する。

## 2 1次審査・2次審査の配点

配点の詳細は、「雲南市学校給食費管理システム更新に係る公募型プロポーザル採点表」による。

### (1) 1次審査（書類審査）

ア 委員による審査（青色の網掛けの項目）	20点	
ア 事務局による審査（黄色の網掛けの項目）	65点	計85点

### (2) 2次審査（プレゼンテーション・質疑応答審査）

ア 委員による審査（青色の網掛けの項目）	105点	
イ 事務局による審査（黄色の網掛けの項目）	65点	計170点

## 3 委員による審査項目の採点方法

委員による審査項目については、次の評価基準により行う。

(1) 5点配点の項目

評価基準	採点点数
優れている	5点
やや優れている	4点
仕様を満たしている	3点
やや劣っている	2点
劣っている	1点

(2) 10点配点の項目

評価基準	採点点数
優れている +	10点
優れている -	9点
やや優れている +	8点
やや優れている -	7点
仕様を満たしている +	6点
仕様を満たしている -	5点
やや劣っている +	4点
やや劣っている -	3点
劣っている +	2点
劣っている -	1点

4 機能要件確認書の採点方法

(1) 回答基準

対応区分	基準	回答
パッケージ標準機能で対応可	現在のパッケージ機能で実現可能	◎
	現在において機能は有していないが、運用開始時にはパッケージ機能で実現可能	
代替運用で対応可	パッケージに準ずる取扱いによる代替運用で実現可能	○
	代替機能（別ツール等）で実現可能	
オプション又はカスタマイズで対応可	実現可能であるが、追加費用が発生する	△
対応不可	要件を実現できない	×

(2) 評価基準

提出された機能要件確認書の対応区分から下記のとおり評価する。

回答	◎	○	△	×	満点
A (必須要件) 95項目	6点	4点	2点	-3点	570点
B (任意要件) 30項目	3点	2点	1点	0点	90点
合 計					660点

(3) 算出方法

以下の算出式に当てはめ、合計点数を35点満点で換算する。換算後の点数を機能要件確認書の評価点とする。(満点35点)

$\text{「評価点」} = (\text{機能要件得点合計} \div \text{機能要件得点の満点}) \times 35 \text{点}$
---

※小数点以下は切捨てとする。

5 見積書の採点方法

(1) 見積書（構築委託料・システム使用料及び保守料）の評価基準

ア 1次審査

順位	評価
1位	1次審査参加事業者のうち各審査における最低見積額事業者
2位以下	(1位の見積額 ÷ 当該事業者見積額)

イ 2次審査

順位	評価
1位	2次審査参加事業者のうち各審査における最低見積額事業者
2位以下	(1位の見積額 ÷ 当該事業者見積額)

(2) 算出方法

以下の算出式に当てはめ、合計点数を各15点満点で換算する。換算後の点数を見積書の評価点とする。(満点各15点)

$$\text{「評価点」} = (\text{1位の見積額} \div \text{当該事業者見積額}) \times 15\text{点}$$

※小数点以下は切捨てとする。